

情報掲示板

文字の見方

- 時 = 日時
- 対 = 対象
- 費 = 費用
- 申 = 申し込み方法
- 場 = 場所
- 内 = 内容
- 問 = 問合せ先

相談

相談	日時	問合せ先
① 弁護士による 京都市民法律相談 ※予約(問合せ先に電話または来所) 相談日の週の月・火曜日8:30~17:00 相談日当日8:30~14:45 ※定員12名(先着順)	毎週水曜日 (閉庁日を除く) 13:15~15:15	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
② 行政書士の市民 困りごと無料相談	7月21日(火) 8月18日(火) 13:30~16:00	京都府行政書士会 第6支部事務局 (☎692-2500)
③ 司法書士による 無料登記・法律相談	8月11日(火) 13:30~15:30	京都司法書士会 (☎241-2666)
④ 無料行政相談	8月13日(木) 13:30~16:00	区まちづくり推進担当 (☎592-3088)
⑤ 精神保健福祉相談	毎月第1~4 金曜日 (閉庁日を除く) 13:30~15:00	区障害保健福祉課 (☎592-3479)

※①~④は山科区役所2階 第2会議室、⑤は山科区役所1階 障害保健福祉課相談室で実施
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止等変更となる場合があります。来所いただく前に問合せ先にて開催状況をご確認ください。

保険・年金・介護

国民健康保険からのお知らせ

●新しい高齢受給者証をお送りします。

京都市国保に加入の70~74歳の方のお手元の高齢受給者証は、8月以降使用できなくなります。7月中旬に新しい高齢受給者証を郵送します。

●高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

令和元年中の収入が一定以下の場合、負担割合が2割となる場合があります。対象となる方は、申請書を同封していますので、要件等を確認の上、申請してください。申請が認定された場合、申請した翌月から適用されます。

☎ 区保険年金課 資格担当 (☎592-3105)

後期高齢者医療制度からのお知らせ

●後期高齢者医療保険料の通知書をお送りします。

7月中旬に令和2年度の後期高齢者医療保険料の金額と7月以降の保険料の納付方法をお知らせします。

保険料の納付が困難な事情があるときは、減額が適用される場合がありますので、7月末までにご相談ください(8月以降は減額できる額が少なくなります)。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する場合は、申請により減免が受けられる場合があります。
●生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った場合
●生計維持者の事業等の収入が前年に比べて10分の3以上減少する場合(その他、所得要件があります。)

☎ 区保険年金課 資格担当 (☎592-3105)

●新しい限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証をお送りします。

お手元にある1割負担の方の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「減額認定証」という。)と3割負担の方の限度額適用認定証(以下、「限度証」という。)は、8月以降使用できなくなります。

8月以降も保険証の負担割合が「1割」で世帯全員が住民税非課税の方を対象に、7月中旬に新しい減額認定証を郵送します。

また、8月以降も保険証の負担割合が「3割」で世

帯内の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方を対象に、7月中旬に新しい限度証を郵送します。

なお、世帯に所得不明者がいる場合等には、交付申請を行っていただく必要があります。7月中旬に新しい減額認定証又は限度証が届かない場合は、ご相談ください。

☎ 区保険年金課 保険給付・年金担当 (☎592-3109)

令和2年度介護保険料通知書送付のお知らせ

令和2年度介護保険料について、確定額の通知書を7月下旬までに送付します。

今回の通知書は、令和2年度の市民税情報(令和元年中の所得)が決定されたことにより令和2年度の保険料の確定額をお知らせするものです。

保険料の徴収は、京都市にお住まいの方で、年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方については、年金からの引落し(特別徴収)になります。特別徴収に該当しない方については、通知書に同封の納付書によってお納めください。

保険料の納付が困難な事情があるときは、減免が適用される場合がありますので、8月末までにご相談ください(9月以降は減免できる額が少なくなります)。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する場合は、申請により減免が受けられる場合があります。
●生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った場合
●生計維持者の事業・給料等の収入が前年に比べて10分の3以上減少する場合(その他、所得要件があります。)

☎ 区健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (☎592-3290)

福祉

福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新のご案内

前年の所得等をもとに8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方については7月末に新しい受給者証を、資格喪失の方については資格喪失通知書を送付します。(判定に所得証明等の書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家庭等医療については更新申請書(現況届)の提出が必要です。)

今回資格喪失となった方

更新の際に所得超過等の理由により資格喪失となった方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となる場合がありますので、その場合は再度申請してください。

これまで所得超過等により資格喪失となった方

前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格喪失となった方でも対象となる場合がありますので、その場合は8月に申請してください。(重度障害老人健康管理費については、7月中旬に申請してください。ただし、ひとり親家庭等医療については、申請日以降の適用となります。)

☎・☎ ※内容によって問合せ先が異なりますので、ご注意ください。

ひとり親家庭等医療	区子どもはぐくみ室 子育て推進担当 (☎592-3247)
重度心身障害者医療	区障害保健福祉課 (☎592-3479)
老人医療	区健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (☎592-3290)
重度障害老人健康管理費	区保険年金課 保険給付・年金担当 (☎592-3109)

健康・長寿

“お口の健康”忘れないでね! 成人・妊婦歯科相談

むし歯や歯周病…一度、お口の健康をチェックしてみませんか?

☎ 7月31日(金)9:00~10:30

☎ 18歳以上の方、妊産婦の方



☎ 無料 ☎ 不要

☎ 山科区役所1階 健康長寿推進課

☎ 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎592-3222)

禁煙相談

サポートを受けて「卒煙」しませんか? 禁煙について、ご相談ください!

☎ 毎月第2、4金曜日 9:00~10:30 (肺がん検診と同時開催)

☎ 禁煙を希望する方(肺がん検診受診者以外でも可)

☎ 無料 ☎ 不要

☎ 山科区役所1階 X線撮影室前

☎ 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当 (☎592-3222)



山科図書館(☎581-0503)

赤ちゃんの会—だっこらぶ—

☎ 8月3日(月) 11:00~

☎ 絵本の読み聞かせやふれあいあそび他

おたのしみ会

☎ 8月15日(土) 11:00~

☎ 絵本の読み聞かせ他

テーマ図書の展示と貸出

7月 一般書「スポーツを楽しむ」

児童書「なつやすみ」

8月 一般書「平和」「建物探訪」

児童書「おぼけ」



移動図書館(☎801-4196)

「こじか号」巡回

7月22日(水)

10:00~10:40 場 大塚小学校

11:00~11:40 場 大宅小学校

7月27日(月)

10:00~10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10~11:40 場 山階南小学校

13:00~13:40 場 陵ヶ岡小学校



夏の交通事故防止府民運動

運動実施期間 7月21日~7月31日

交差点での出会い頭事故が多発!

- 一時停止の標識のある交差点では、必ず一時停止をして、まわりの安全を確実に確かめてから通行しましょう。
- 自転車は車両です。一時停止の標識の有無に関わらず、見通しの悪い交差点では、速度を落としたり、止まるなどして、まわりの安全を確実に確かめましょう。

子供をはじめとする歩行者の安全を守りましょう!

- 幼稚園や保育園周辺、小学校の通学路などでは、「速度を落とす」など細心の注意を払って運転しましょう。
- 信号機のない横断歩道を横断しようとしている歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者に道をゆずりましょう。

☎ 問合せ 山科警察署 交通課 (☎575-0110)

運動スローガン

『ゆずり合う ゆとりで走る 新時代』

運動重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶



☎ 20 ☎ 10 ☎ 25 ☎ 20

2021年7月15日発行